

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議場の皆様にお願いです。スマートフォンの音は出ないように設定していただきたく、よろしくお願います。傍聴席の皆様も御協力をお願いいたします。

ここで、環境対策課長から発言を求められていますので、許可いたします。

環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） おはようございます。貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

昨日の江田議員の広域ごみ処理事業に係る下田市の負担金についての御質問に対しまして、最大で6億円と申し上げましたが、正しくは5億2,000万円で行いました。

また、推移につきましては令和13年度に3億8,000万円、令和14年度から令和16年度に4億円後半、令和17年度から令和24年度に5億1,000万、令和25年度から令和27年度に5億2,000万円、マックスのときの交付税措置は1億円と見込んでおります。令和29年度に4億8,000万円、令和30年度に4億2,000万円、令和31年度に2億3,000万円、令和32年度に7,000万円と終息していきます。大変申し訳ございませんでした。

私からは、以上でございます。

---

### ◎一般質問

○議長（中村 敦） 日程により、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位5番、1、南伊豆地域ごみ処理計画の見直しを求める。2、白砂保全とウミガメ保護条例の制定について。3、稲生沢川河口の不法係留船の撤去について。

以上3件について、12番 沢登英信議員。

#### 〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 日本共産党の沢登英信でございます。皆さん、おはようございます。

議長より御紹介いただきました順に趣旨質問をさせていただきたいと思っております。

第1に南伊豆地域ごみ処理計画の見直しを求める。

ごみは燃やさず、分別し資源化することが大切でございます。南伊豆地域ごみ処理事業は、中間ごみ処理事業でごみの分別回収、収集等は各市町の独自事業でございます。

皆さんのお手元に配付させていただきました2024年11月12日付静岡新聞によりますと、静岡市ではプラスチックごみの分別回収を2028年から開始をする。再商品化施設は民間事業者任せの方式で、ごみ袋やプランター・パレットなどに商品化すると報道がされているところでございます。

静岡市では年間5,800トンの家庭系のプラごみを再利用することで、1万3,820トンのCO<sub>2</sub>の排出量を削減し、費用面におきましても、国の交付金を受けれるのでメリットがあるとされているところでございます。詳しくは後ほど御覧になっていただきたいと思います。

令和4年、2020年度から御案内のようにプラスチック資源化の法律ができているところでございます。したがって、国は「プラスチックごみを焼却し、熱源として利用する。いわゆるサーマルリカバリーの回収は、熱回収施設による焼却はリサイクルとみなさない。」こういう見解を明らかにしてまいっているところでございます。

ペットボトルの分別回収は県下全市町村で実施をしておりますが、白色トレイの回収、これ未実施自体は県下35自治体の中、4自治体ということが静岡新聞の中でも紹介がされているかと思えます。

その自治体は下田市、南伊豆町、松崎町でございます。さらに事情があります湖西市がこの4市ということになっているわけであります。

そこで、容器包装プラスチック類には、16市町が未実施で19自治体を実施をしていると、容器プラスチックは御案内のように下田市は実施がされていない自治体ということになってまいっているわけであります。

そこで、白色トレイと容器包装プラスチック類の分別収集計画は、下田市としてどういう計画を立てられているのか、お尋ねをしたいと思います。

また、汚れた布や紙オムツの分別はどうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。後期高齢化社会を迎える中で、施設の紙オムツの量は大変増えてまいっているかと思えます。南伊豆町では、その分別の収集を今テストケースとしてやってるということが報道されているところではないかと思えます。

次に、下田市による令和5年度家庭ごみは3,606トンに対し、事業系ごみは3,818トンで、全国平均はこの比率が30%と言われているところですが、この比率は51.4%にもなっているわけであります。

さらにリサイクルごみが562トンで、総量の7%となっております。したがって、事業系ごみの減量化、資源化を進めないことには、この成果を得られないということになろうかと思うわけであります。

そこで、事業者、旅館・ホテル、仕出屋さん等の雑がみ対策やプラスチックの分別収集計画はどうなっているのか。ぜひとも事業者にこういう働きをしていただきたいと思うわけであります。

2点目としまして、学校給食の残飯が旅館・ホテルの生ごみの分別収集の実施をすべきと考えます。これもどうなってるか、お尋ねをしたいと思います。

大きな項目として、ごみ処理計画のこういう収支の中で見直しが必要かと思うわけであります。衛生プラントの汚泥757トン焼却処分することは、資源化にまさに反しているかと思えます。中止をすべきであります。中止すれば広域ごみ処理の焼却炉は現在54トンとされておりますが、40トン程度で足りるのではないかと思うわけであります。

下田市の下水道事業では、学校給食の生ごみや下水道汚泥を含めましたバイオマス発電を検討中であろうと思えます。浄化槽汚泥も含めて、人口減少時の今日の社会状況の中で、この課題をどう解決していくのか、こういう観点からも見直しが必要ではないかと思えますので、市長の所見をお伺いをしたいと思います。

さらに、下田市営じん芥処理場、これは南伊豆地域ごみ処理場の建設工事の期間中はどうするのか。事業は2年間延長されまして焼却炉は令和1年度完成、マテリアル施設は令和13年度完成予定となっているかと思えます。工期は令和9年度着工、例えば9年度着工としますと、この間の下田市民のごみはどのように処理がされるのでしょうか。法的にも、実際上にも問題であろうかと思うわけであります。問題どころかできないんではないかという疑問を持たざるを得ないと思うわけですが、どのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、白砂保全とウミガメ保護条例の制定についてをお尋ねいたします。

日本の太平洋側で白浜と呼ばれます有名なところは、和歌山県白浜町の白良浜海水浴場、あるいは千葉県南房総市の白浜町白浜、あるいは静岡県下田市白浜の大浜海水浴場が挙げられようかと思えます。伊豆半島の東海岸におきましても、河津町の今井浜、下田の各浜あるいは南伊豆町の弓ヶ浜が挙げられます。かつて、下田市で、全国の白浜サミットが開催がされました。海辺の白砂は貴重で、その保全と海水浴場等としての利用など、その調整を図っていく必要があるかと思うわけであります。下田市の大切な財産であります白砂青松を保護

していく観点が必要と思いますが、市長の見解をまずお尋ねをしたいと思います。

今日の海岸浸食につきまして、特に吉佐美入田浜の現状について報告をさせていただき、市長の見解を併せてお尋ねをしたいと思うわけであります。

お手元の資料を参照していただきたいと思いますが、2019年の10月12日の台風19号の大波によりまして、ホテル現在の薫風からペンション稲七の沿いまで入田浜の浜地は2メートルほど低くなり、道路と境の側におきますところは3メートルも浸食をされるという事態となっているわけであります。

お手元の写真の青々とした現状の写真がそこにあるかと思いますが、ここに吉佐美区は、殻を入れて20台からの車が止まる駐車場にしました。そして、その駐車場のさらに脇を地元の方が見晴台というような言い方ができようかと思いますが、写真にありますようにそこにあったソテツであるとか、あるいは木々を伐採し、海岸の植栽を全部取り払ってしまって、下の段にありますような状態にして、そこにテーブルらしきもの、椅子らしきもの、木の切り株を切ってそこに置く、これらも全て区におきましても個人におきましても許可なく、勝手にやられたという実態となっているわけであります。こういう状態が2016年から2018年に行われ、2019年の大きな津波が参ったということになってまいっているわけであります。

その結果、どういう事態が引き起こされたか、先ほど言いましたように、道路沿いは3メートルもこの護岸が削られ、海面すなわちそのものが2メートルも下がって、浜地の真ん中に岩が出てくるというような、こういう事態が引き起こされてまいっているわけであります。

そこで、浜地の管理は吉佐美について言えば、産業課、市であろうかと思うわけでありますが、浜辺のこのような管理をしっかりとすべきと考えますが、どのようにお考えなのか。また、浸食対策はどのようにしていったらいいのかということをお尋ねをしたいと思います。

結局、吉佐美の駐車場の跡地を直すということで、吉佐美区でやりなさい、とてもそんな費用はない。道路が壊れるので、それであれば下田市が手を出しましょうということで、黒いクレボンバックと言われるようなものを2列に浜地と道路沿いにおいて、仮設の護岸をつくったと。そして、今ここは縄を張って人が入らないようにして、自然に戻そうというような取組をしているところであります。実態はここに電柱が倒れている、放送施設が倒れているような写真が出ていようかと思いますが、こういう事態になっているわけであります。そして、ここにパイプが突き出ていようかと思いますが、ここは川がありませんので、浄化槽の水等は浸透式の升に入れて浜地に流す、こういう形になっているところがございます。

ぜひとも、吉佐美入田の浜を一つの例としてお話をしましたが、市内の海岸の浸食の実態

というのはこういう実態になっていると。例として認識をしていただきたいと思うわけであり  
ます。

その一方で、浜にコンクリートを引いて護岸を守る。こういう形も進められてまいって  
おりますが、やはり自然をきっちり守るという意味におきましては、コンクリートで護岸  
を・・・のではなく、自然のままに継続をしていくことが私は必要ではないかと思うところ  
であります。

そこで、下田市のウミガメ保護条例を私は制定をしてまいるべきだと考えているところ  
でございます。2013年の9月3日、アオウミガメの保全のための勉強会という、こういう資料  
が既に東京都市大学の環境学部環境創生学科の田中章研究室でこういうものが出されて  
おります。これは下田市民文化会館でやられた報告で、既にそういう意味では市の皆さんも御承  
知かと思うわけであります。

その冒頭におきまして、2010年の夏の合宿の夜、入田浜で孵化後、砂浜から海へ向かうは  
ずのアオウミガメの稚ガメが、海とは反対の方向に位置する自動販売機の前で立ち往生し、  
あるものは干からび、あるものは既に蟻にたかかれている光景を目撃したとこういう書き出し  
でこの報告書はなされているものでございます。

アオウミガメは浜地を産卵場としており、ウミガメは環境省や国際自然保護連合の環境の  
レッドデータブックにおいても絶滅危惧1 B類、近い将来における絶滅の危険性が高い種で  
あることや絶滅危惧種2類、絶滅の危険が増大している種に区分がされているところでござ  
います。

日本で産卵し、黒潮の海流に乗って太平洋を横断して、多くはカリフォルニア半島の沖合  
にたどり着き、そこで成長したアオウミガメは、20年とか30年後に再び大西洋を横断して日  
本を目指し、日本の浜で産卵をするということが明らかとなっているところでございます。  
これらのことは、環境省自然観光局日本ウミガメ協議会がこういう資料を出しておりますが、  
これらのところで明らかにされているところでございます。

5月から8月、9月の最初までの期間、産卵をし、奥行きが40メートル以上あること、き  
れいな浜でなければならない、深さ40センチ以上の産卵をする場合に亀が穴を掘るわけで  
ございますが、掘りやすいこと、サラサラした柔らかな浜地であること、騒音や振動がなく、  
夜、産卵するので人工の明かりがない浜で、20メートル以上の浜の幅があること、80センチ  
以上の段差のない浜であることなど環境保全の目安ともなっております。

浦島太郎の物語がありますように、日本人と亀との付き合いは大変深いものがあろうかと

思うわけであります。

そういう観点におきましても、既に南伊豆町ウミガメ保護条例の南伊豆町は1997年、平成9年3月31日に保護条例を既につくっているところでございます。下田市におきましても、先ほど言いましたような環境保護の観点も含めた下田市ウミガメ保護条例を制定をしまし、必要があると思っておりますが、市長の所見をお尋ねをしたいと思います。

次に、稲生沢川河口の不法係留船の撤去につきまして、9月議会に続きましてお尋ねをしたいと思います。

下田市議会は稲生沢川河口及び下田港湾内の不法係留船8隻の撤去を求める意見書を令和6年9月26日、国や静岡県に提出をしたところでございます。

そこで、下田市当局としてはどのように考え、どのようにこの問題を解決しようとして行動されてまいったのか、今後どのように進めるお考えなのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

2点目としまして、下田港は避難港で沖防波堤を国が建設中でございます。下田港の管理は、静岡県の下田土木事務所です。下田土木事務所とどのような協力関係を今日取られてまいったのか、お尋ねをしたいと思います。

また、賀茂地域水域利用推進調整会議の会長は、下田市の副市長が当たることになっていようかと思っております。どのような問題提起をこの会議でされてまいったのか、ぜひとも問題提起をしたいと思いますので、お尋ねをしたいと思います。

海上交通上も津波の防災観点からも撤去が求められていると思っておりますが、解決困難な原因がどの辺にあるのか、併せてお尋ねし、多くの力を結集して、この課題を解決していただきたいと思いますのでございます。

以上をもちまして、趣旨質問を終わらせていただきます。

○議長（中村 敦） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎） 私からは白砂の美しい海岸環境についての保護について、市としてのあるいは松木正一郎市長としての考えを申し上げます。

本市では白浜大浜を含めまして、市内10か所の海水浴場がございます。さらに、海岸線の延長は47キロにもわたります。これらは、市民生活に安らぎを与える本市の非常に貴重な自然環境であると同時に、観光の資源でもあります。

さらに、これらのそれぞれの区域が港湾法ですとか、漁港法ですとか、それぞれ様々な法律によって法律に規定されている管理者がございます。

私たち下田市では、こうした貴重な資源の保護に向けて様々なことを今行っております。例えば、下水道事業もその一つでございます。

最近始めているグローバルシティプロジェクトとしては、海の環境保全について、かなり重要視しております。先般、あん・まくどなるど先生のコーディネートでやったウミガメに関する勉強会、これには沢登議員も御参加なさっていると記憶しております。

海岸清掃として実際に白浜海岸でペットボトルを拾いまして、それで作ったのが下田のポロシャツでございます。これは、アップサイクルプロジェクトというふうに呼んでおりますけれども、企業と連携しまして企業のほうは言ってみれば社会貢献として、利益を利潤を度外視して私どもに協力してくださいました。職員がこれを多く着ているのは御存じのとおりだと思います。

今後も市民観光客一体となって、さらには官民も連携しまして様々な取組を積極的に推進してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 私からは、南伊豆地域ごみ処理計画の見直しについてというところにつきまして、御説明させていただきます。

まず、1点目の白色トレーや容器包装プラスチックの件でございますけれども、これらの回収資源化につきましては、異物を除去する選別ヤード設備、運搬積込みのための圧縮機、バール化設備、搬出までの間保管するストックヤードなど新たなスペースと設備が必要になります。そのため、広域ごみ処理施設の資源化施設において整備し、その供用開始に合わせて実施する予定としております。

汚れた布は、再利用できる程度の汚れの衣類であれば、リサイクルできますが、油等で汚れてしまったものにつきましては焼却することになります。

紙オムツの分別につきましては、近隣では南伊豆町が県の支援を受け、紙オムツ再資源化の実証実験を行っております。今後、県は実証実験の結果を各市町と共有し、紙オムツリサイクルの実用化を図りたいとしておりますので、この動向について注目してまいります。

続きまして、2点目の事業者への雑がみ対策やプラスチック分別をという御質問につきましては、下田市ではこれまで事業者にチラシを配付し、分別の徹底や資源化への協力等をお願いするとともに、雑がみや機密溶解書類を無料で受け入れていることを広報してまいりました。その結果、機密溶解書類の受入れは、今年度4月から11月までと、昨年度の同月間を

比べますと2万4,180キロから3万2,370キロと約8トン増加しております。

プラスチックの分別収集につきましては、先ほど申し上げましたとおり、資源化施設の供用開始に合わせ実施する予定ですので、それに向けて広報に努めてまいります。引き続き、雑がみの分別収集の協力を求めてまいりますとともに、事業者向けの減量・リサイクルマニュアルの作成を検討してまいります。

続きまして、3点目の生ごみの分別収集につきましては生ごみを分別し、再資源化する場合、一般的には堆肥化やバイオ燃料化等が考えられますが、それらの実施には処理施設の整備費用や資源物エネルギーの供給先の確保等が課題となります。現時点で、生ごみの減量化として行える対策としては、生ごみの水切りを行うことで水分の10%ほどは減らせると言われておりますので、事業者の皆様に対しまして水切りの徹底について周知し、協力を求めてまいります。

続きまして、4点目の浄化槽汚泥の処理につきましては、衛生プラントの汚泥処理は、南豆・西豆の各衛生プラント組合の所掌事務となります。南豆衛生プラント組合では、期間改良工事を見据えまして、バイオ発電の方向性について検討をしているところでございます。

続きまして、5点目の広域ごみ処理施設建設中の下田市のごみ処理についてですけれども、下田市の施設を稼働しながら並行して広域ごみ処理施設を整備する計画となっております。資源ごみのストックヤードを仮設で設けるなど、工事期間中も従来の下田市営じん芥処理場としての機能を維持する計画としています。工事期間中のごみ処理につきましては、事業者の専門性やノウハウを生かし、安全面など問題がないよう運営してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 私からは白砂保全とウミガメ保護条例の制定についての中海岸浸食、それから運営等の管理をしっかりすべきという部分についてお答えを申し上げます。

漁港区域内の海岸空地の管理につきましては、不法な占用・使用等によりまして施設保全上支障が生ずることのないよう適切な管理に努めていきたいと考えております。

2019年の台風の影響によりまして浸食されました入田浜の海岸空地につきましては、さらなる浸食を防ぐため、2段の大型土のうを設置しておるところでございます。

海岸空地の一部につきましては、大型土のうの半分程度の高さまで徐々に砂が回復をしております。この状態が続けばさらなる回復も見込めると考えており、経過観察を続けるとともに地域に合った対策を検討してまいりたいと思います。



私からは以上です。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） それでは、企画課のほうからウミガメ保護条例の関係を答弁いたします。

現在、グローバルシティプロジェクトにおきまして、テーマの一つに海を掲げ、在来植物の保護やビーチの環境保全に関する取組を行っております。11月末には第2回ビーチ環境保全意見交換会交流会を開催をし、ウミガメをテーマに意見交換会を行いました。長年ウミガメの産卵状況の調査に携わっておられます下田海中水族館の方にも御出席をいただいたところでございます。

意見交換会におきましては、条例の制定の意義についても御質問、意見交換がされまして、その中ではウミガメを守るためなのか、ウミガメが来るすばらしいビーチの環境を保全するためなのか、そうした本質的な議論もなされました。様々な視点や立場によりまして様々なお考えがあるという中で、これからもしっかりと皆さんで考えていくことが必要との意見となったかなというふうに考えております。

ウミガメの保護や海の環境保全等につきましては、行政だけではなく、市民の皆さん、有識者、事業者の皆さん、多様な皆様の参画が欠かせないものと考えておりますので、今後も官民連携の取組の中で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木豊仁） 私からは、ウミガメ保護条例の制定について、お答え申し上げます。

ウミガメを保護し、豊かな自然環境を守ることは、教育的な側面も含まれております。子供たちにウミガメの保護の大切さを教え、将来の世代に豊かな自然環境を引き継ぐことは重要な取組と考えておりますので、関係各課や関係機関と連携し、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 私のほうからは、稲生沢川河口の不法係留船の撤去について。

まず、下田港における国と県、下田土木事務所との協力関係、関係性、役割についてお答えいたします。

まず、沖防波堤は暴風や波浪に際し、航行船舶が安全に避難できる水域を確保する、いわ

ゆる避難港として国が直轄事業として整備しております。これと併せて県におきましては、係留施設等の内港整備を中心に国の交付金等を活用しながら同時に整備を行っている、そういった協力関係にございます。

次に、賀茂地域水域利用推進調整会議につきましては、本年10月28日に開催しております。議員のおっしゃるとおり、副市長が会長となっております。

その中で、「下田港不法船対策について」を議題としまして、漁船とプレジャーボートが混在する状況を踏まえ、今ある放置船の確認及び撤去指導をより積極的に行うとともに、放置等禁止区域の設定など各種具体の施策を検討を行うこととしております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 放置船といいたまいますか、不法係留船、様々な呼び方ございますけど、これらに対して県に対してお願いしたことを私のほうから答弁として付け加えたいと思います。

令和6年9月26日に、係留船の撤去を求める意見書を国及び静岡県に提出しています。そして、10月18日に新しい鈴木知事が移動知事室としてこちらにいらっしゃったときに、その意見交換の中で直接私とその状況説明と併せ、対策についてのお願いをいたしました。そうしたところ、その場で知事が対応していく旨の返事をしていただきました。そこにまさに港湾局長、それから港湾企画課長としまして、港湾担当課長が県庁からも来てくれていて、それで知事の了解を得たことをそこで確認し、しっかり頑張りますというふうに言っていたところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 沢登議員。

○12番（沢登英信） 御答弁ありがとうございます。

三つの質問点について、順次質問をさせていただきたいと思います。

前回の質問におきましても、プラスチックの分別収集については、令和13年のマテリアル施設ができたときにやるんだと。これは中間処理として処分をする計画であって、まず分別して収集をするということが下田市の仕事としてあるわけです。既に白色トレイにつきましては、御案内のように市内のスーパーと言ったらいいんでしょうか、大きなお店でボックスをつくって、ここ入れてくださいということをやってみて、そして既にその処分は民間の業者を通じて処分がされてるとこういうことになってるわけですので、例えば、南伊豆町

や河津町のように役所にそういうものを分別しておくボックスを置けば、市内の人が持ってきていただくと。各所にそういうボックスを置ければ、分別収集をまずするという計画と姿勢が私は必要ではないかと思うんです。それを18年の中間処理のマテリアル施設ができれば、できないんだと。施設が狭いからできないんだというのは、これはやらないことを理由にしてる答弁ではないかと思うわけです。

さきの質問におきましては、市長は、令和13年のマテリアル施設ができたときではなく、そのときにはもう収集の体制ができ上がってなければ処理もできないわけだから、前もってそういう体制をつくりますよと、市長がそういう答弁をしているにもかかわらず、何で担当の課長が13年にならなければできないんだというような答弁を繰り返しているのか。まさに減量化を進めようという姿勢について、疑わざるを得ないと思うわけです。これはそんなときを待たなくても、収集するボックスや収集する計画さえ持ちさえすればできることであるし、南伊豆町や既に河津町はプラスチックではありませんけども、この日はダンボールを集めるんですよと、ごみの半分以上を占めているそういう形で進めてまいってようかと思えますので、この点はぜひとも答弁を改めていただいて、早急に分別の計画を立てるとこういう姿勢を明らかにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そして、先ほどの資料の静岡新聞を見ますと、費用は年間プラごみの収集量が6億8,000万円ほどかかると。中間処理施設に2億6,000万円ほどかかるけども、実態的にはこの15年間で173億円の国からの清掃費の補助があるので、分別収集することが静岡市としては財政的にもプラスになるよと、こういうことが記事として書かれているわけであります。

さらに昨日、岡崎議員が松崎町の例を挙げて、200億の新たな一部事務組合の公益の54トンの炉とマテリアル施設を造るには200億からの費用がかかると。これは令和2年3月に発表された資料に基づくものを松崎が編集したんだと思いますが、5社の見積りの平均が建設費に200億かかると。そうしますと約その半分が100億を下田市が出すということになりますと、これは20年を使うという想定で考えてますので、まさに500億を20年で割りますと50億だと。さらに下田の人口が2万人と想定しますと、まさに建設のために20年間、毎年2万5,000円ずつ出すんだと。しかも、その中には収集費は入っておりません。中間処理として燃やすだけの費用ですので、収集費は焼却炉運営するのに6億かかると言ってますから、これも下田が半分だとすると3億かかると。2万人で割りますと1万5,000円かかると、さらに収集費が5,000円ぐらいかかるとしますと2万円からの費用が必要になると。さらに20年持たせるためには10年単位で大改修をしなければならないと、こういうことが言われている

わけです。まさに建設費に5万円、運営費に4万円以上かかると。市民1人当たり20年間ごみの費用に10万円、大変な費用をかけるというようなこの計画はこんなことをしてではほかのやるべき仕事ができなくなるということは明らかだろうと思うわけです。その点は岡崎議員も指摘をしたところと思うわけですが、ぜひともそういう観点からも、この公益の大型のごみの処理は見直しをすべきだろうと思うわけです。

そして答弁がございませんでしたけど、2年間延長しました建設期間の間の下田市のごみ処理はどのようにするのかと。恐らく他町村に東河の焼却持っていったり、あるいは松崎や西伊豆で燃やしてもらうなり、こういうことをしなければ実態が処理ができないということになるのではないのかと。

今の焼却炉で燃やしていながら建設もするんだという答弁を前担当課長はしてましたけども、実態は今の量があるところや量りのところの施設まで含めて新たな炉を造るという建設予定地になっているわけですので、そういう実態から見ますと前鈴木課長が言われたことは全く実現ができない、実際上も実現ができないということになるかと思いますが、この点はどのように考えておられるのか。この3点について、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 市内各所でスーパーマーケット等で回収ボックスを置いていただきます。実はこれは、市役所当局からお願いをしたものも多数ございます。要は、私たちは、新しい施設の供用開始までには、分別を完全実施をやらなければならない。そうすると、それに向けて段階的に、いきなり明日からこうしろということではできませんので、徐々にリサイクルの形を進めていく、そういうふうな考えでございます。

先ほど課長の説明だと供用開始に合わせて実施するというふうに何となく言葉としては、それまで何もやらないかのように聞こえたのかもしれませんが、あくまでも私たちは、それをももちろん最終的なゴールとしながら、そこに向けてまだ整っていないけれども分別の習慣をつけていただくというふうなことをお願いしていく、その段階的な設計を今やっているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 1点目につきましては、今市長が申し上げたほかに議員おっしゃられるように、14年度の供用開始まで何もしないのかということではなくて、14年度の実際のリサイクルに向けて事前に周知等こういったものを図っていききたいというふうに考えて

おります。

また、実際問題としまして、集めたものをどうするのかというところもございませぬ。こちらにつきましてはストックヤードの確保等の問題もございませぬし、日本容器包装リサイクル協会のガイドラインというものがございませぬして、市町村から引き取る場合、「白色トレーを除く」とされてますけれども、圧縮しなければなりませんよというのが基準の一つとしてございませぬので、そういった対応をしなければならぬというところもございませぬ。

負担金につきましては大きな額ですので、こちらにつきましてはできるだけ下田市の負担金もほかの町の負担金もそうですけれども、少なく済むような有利な制度というのを継続して検討してまいりたいなというふうにご考慮しております。

3点目の下田市のごみ処理施設をどうするのかと、外部へ出すんじゃないのかというお話につきましては、先ほど申し上げましたとおり、既存の施設を壊しながらそこに施設を建ててという形で外に出す計画となつてはございませぬ。これまでの環境対策課長答弁こういうのがありましたけれどもというお話しございませぬけれども、そのとおりで計量台等はその前に事前に移すと。この進め方につきましては、実際これから決まる事業者さんのノウハウによってやり方が変わつてこようかと思ひますけれども、今の計画の段階としては、下田市のごみを外部へ持っていつて処理をしてもらふというものではなくて、下田市営じん茶処理場の中で処理をしながら新しい施設を整備していくという計画となつてございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（中村 敦） 沢登議員。

○12番（沢登英信） 市長から14年、あるいは令和13年から始めるんじゃないかと、今からプラスチックを含めた分別収集の計画は立てるということでございませぬので、早急にその計画をきつちり立てていただいて市民に明らかにし、あるいは事業者に明らかにして協力を仰ぐという、こういうことをぜひとも進めていただきたいと思ひます。

それで、令和5年度におきます決算の主要な施策によりますと、令和元年度のごみの量は下田市の場合は9,405トンだと。これが令和5年度には7,986トン、約8,000トンまで少なくしてまいつたと、約1,400トンが5年間でごみの量が少なくなつてきてると。この間には雑がみの取組であるとか、いろんな取組があつてこういう結果になつたと思ひわけですが、ぜひともそういう具体的に約8,000トンのごみを半分にする、年間4,000トンにするんだという斬新な計画を立てて取り組んでいただきたい。それにはやはり生ごみ、紙が一番大切でごみの中に約半分あるわけですから、あとプラスチックと生ごみが20%ずつございませぬ

ので、この三つを処理できれば90%のごみに対応できると削減の可能性があるということになるかと思しますので、ぜひお願いをしたいと。

それから、今のところでできるんだということを言っていますが、今のマテリアル施設のところ民間の処理施設のところに焼却炉を建てるという計画になってますので、そうしますと今造っている民間の処理やマテリアル施設は、またどっかで造るのかということが当然出てくるわけで、これは誰が考えてもできないことをできると言っている今計画がつくられていると、こういう具合に考えざるを得ないと。しかも、金額的にもべらぼうな100億ものを建設費がかかるというようなことも想定しなければならない。こういう計画は、下田市の側からもぜひ見直しの提起をしていく必要があるかと思うわけですが、どのようにお考えなのか、再度質問したいと思います。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 今の御質問につきましては、資源化施設を壊す前に仮設の施設を建てることになりましてけれども、具体的に仮設の施設をどこに建てるのかと、敷地の中のどこに建てるのかとこういったことにつきましては、やはりこれから決まることになる整備される事業者さんが、要は自分たちの専門性や経験、ノウハウを生かして設定することになります。

また、そちらの整備の事務となりますとどうしても一部事務組合のほうの事務になりますので、今どこに建てるのかとか、そういった詳細な情報としては下田市としてはつかんでいない状態です

以上でございます。

○議長（中村 敦） 沢登議員。

○12番（沢登英信） 要望して終わりますが、下田市の焼却施設を1市3町のために提供するというをしているわけですから、下田市としてどういうことになるのかということは、民間の業者の知恵を借りなければ分からないという、こういうようなことではなくて、自らの頭で考えてこういう問題があろう、こういう問題はこう解決しようという、こういう筋道を立てなければ事業計画は実質的にできないと諦めざるを得ないと。無駄金を大変一部組合の負担金を含めて使うということに私はなるのではないかと思いますので、ぜひともよろしく御検討をお願いをしたいということで、次の白砂保全とウミガメ条例のほうに移してまいりたいと思います。

それぞれ白浜大浜につきましても、やはり海水浴場だけではなくてバレーボールの大会を

やるということの今までの経過を見ますと、浜の砂を大きく動かして平地をつくってそこでコートを張ると、こういうことをやってまいりますと、白い砂であったものがだんだんと茶色の砂になってくるという現状が一方であろうかと思うわけです。それは自然に白い砂に戻っていくという、この自然の復元力というものを期待をしながら持続的に守っていくということを考えまないと、一年中海水浴場として使えればいいんだというような温かい国もありますけども、下田の場合にはやはりそういう考え方ではなくて、自然を守っていくということが必要ではなかろうかと思うわけです。

そういう観点からは、ぜひ南伊豆町でも既にできている下田ウミガメの保護条例をつくって浜地の監視であるとか、環境保全に関わる人たちを市が雇うなり要請をするなりして、対策を取っていくと。浜地の保護、監視をする体制を取るべきだと。そして自然環境を守っていくことが必要で、皆さんから御答弁をいただきましたけれども、それで浜地が守れるとはとても考えられません。少なくとも守ろうという体制をつくっていくということが必要であろうかと思いますが、この点についてどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 質問者にお尋ねします。

ここで休憩したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

○12番（沢登英信） はい。

○議長（中村 敦） 11時5分から再開します。

午前10時53分休憩

---

午前11時05分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木豊仁） 私のほうからウミガメを監視する体制について、お答え申し上げます。

この条例を制定している南伊豆町では、ウミガメ保護を監視するボランティア団体の組織が弓ヶ浜と入間にあると伺っておりますので、近隣の先進的な事例がありますので、そういったところを参考にしながら近隣関係課と連携して機運醸成を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 沢登議員。

○12番（沢登英信） ぜひ勝手な開発をやめさせるということを行うだけではなくて、それが体制的にどう保障されるか実現できるかという仕組みがなくては答弁のための答弁になってしまうと私は思うわけです。

現状はさらに言えば、入田浜の一番奥にゲストハウスができて、この夜間もこうこうと駐車場を含めて家の外に電気をつけているとこういう状態になって、それらのものは海に向かって光が発射がされると。あるいは入田浜側に区がやってました売店がCOPAというようなお酒を販売するようなお店になっていて夜遅くまでやってると。あるいは真ん中にはピザ屋さんがあって、そこで夜9時近くまでお店を開いてると。ここもまたネオンを海岸に向かって光を発射していると。それだけではなくて、勝手に浜地を見晴台的に使ったように、こういう実態を知らない人がそこへ入ってきますと、その浜の前を自分のとこのプライベートビーチとして使いたいみたいな、ベンチを置いて海を見晴らす場所にしたらどうかとこういう意見が出てくるという実態にあらうかと思うわけです。

そして、これらの経過を見れば、そういう意見がいかにか自然を破壊をしていく結果になるのかということが私は明らかだろと思うので、ウミガメが産卵できるような浜地を守る、あるいは海岸浸食を守るとこういう観点からでもウミガメ保護条例をつくって、その市民の関心を高めてそういう体制を浸食対策を市としても進めていただきたいと思ひますし、そういうことをチェックができる保護体制、監視体制というのはぜひとも必要かと思うわけです。

先ほど生涯学習課長さんのほうから、近隣に南伊豆もやってるので早急にこういうことを調べて進めていきたいよと大変ありがたい御答弁をいただきましたけども、教育委員会だけではなくて海岸保全に関わるそれぞれの担当課でぜひとも、既に条例ができて県条例もあるところもあるわけですし、静岡県におきましても希少動植物の保護の条例があるわけですので、それらを参考にしてぜひ原案をつくって、それらは規制が伴うわけですから当然運営の人たちと話し合いをしていただいて協力体制をお願いをすると、こういう手続が必要かと思うわけです。ぜひとも、そういうウミガメ保護条例の制定に向けて取組を進めていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 視点として二つあるかなと思ひます。

一つはまず今下田市としてはグローバルシティの中で、やっぱり海というのは下田の大き



な財産であるというそういう認識を持つということを取組のほうを進めております。その中では、地域のアイデンティティとしての海を大切にしていこうという中で環境ですとか、スポーツですとか、様々な視点から海の保全、活用を検討してるところでございます。

そうした中で、様々先ほどございましたように民間の皆さんとの動きも広がっていますので、一つは海を大事にしつつ有効に活用していくということについては市内の共通の認識として様々な分野で広げていきたいというふうに思います。

もう一点のウミガメの条例に関しましてはちょっとまた少し視点が変わると思うんですけども、今沢登議員からもございましたように実際にやるとなると光のこととか、騒音のこととか、営業のこととか様々な地域としての課題が関わってくるかなというふうに思います。

先日行われました市民の皆さんとの意見交換の中でも、条例としてももちろんつくるというのも一つの手法であるんですけども、やっぱり地域の方が本当に一つになって、うちの浜をみんなでウミガメが来れる環境にしようという、そういった意識の醸成も地域としても同時に進んでいかないとなかなか条例としての効果が出にくいというところもございますので、もちろん市としても取組は検討しますが、また地域の皆さんとも意見交換をして有効な形ができるように市内でも検討を進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 沢登議員。

○12番（沢登英信） この点につきましても要望して終わりたいと思いますが、先日の会議におきましても38年間もウミガメに関わってきました下田海中水族館の浅川さんのお話があったかと思うわけですけども、浅川さんもやはり下田市としても保護条例をつくっていただきたいとこういう最後の締めくくりであったかと思うわけです。それは市民全体で環境条例をつくっていくということが必要かと思っておりますけども、ぜひともリーダーシップは下田市が取っていただいて条例の原案をつくっていただいて、そういうものを持って地域の人と話し合いをすることでこういう体制をぜひ取っていただきたいと思っております。

次に、稲生沢川河口の不法係留の撤去について、再質問させていただきたいと思っております。

市長のほうから先日鈴木県知事と話をし、港湾局長にもお願いをしていただいたと大変ありがたいと思うわけですけども、やはり課題は、お願いして状態からいきますと、船を持っている所有者の所有権の問題もありますし、管理の問題もありますし、倒産してしまっている実態の所有者があると言いながら、倒産をしてしまってもう実質的に消費者なしで放置されてる、こういう内容も含んでる行政もあろうかと思うわけです。

そうしますと、やはり下田だけではなくて、こういう港湾の問題は下田港と似たようなところはやっぱり同じような課題を抱えていようかと思うわけです。ですから、やはり県知事をお願いしていただくことは大変ありがたいことですが、それだけで解決ができるという具合に考えていようかという課題ではないかという具合に思うわけです。これは防災上も、大変に差し迫った大きな課題であろうかと思しますので、ぜひともそういう意味での同じような課題を抱えている自治体の協力体制、それから法的にも財政的にもいろんな問題が絡んでこようかと思しますので、やはりプロジェクトチーム等をつくって、しかも他の自治体の同じような課題を抱えているところの協力をいただくと、こういうことが必要かと思えます。

そういう点で、ぜひとも地元から言えば賀茂地域の水域利用の推進会議、これは本来そういう係留船を撤去するための組織ではないと利用を主にした組織だろうとは思いますが、取りあえずそういう組織がないとすれば調整会議に頑張ってくださいということしかないかと思うわけですが、これらについての副市長の見解を含めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 副市長。

○副市長（高野茂章） 10月28日に行われました賀茂地域水域利用調整会議におきましては、主題としましては下田港に放置船対策、沈廃船のほうもそうなんです、これから今後の対策としまして、放置船をどうやって少なくしていくかという対策でございます。

県のほうからの提案というか、これから進めていきたいということなんです、係留について許可制にすると。プレジャーボートと漁船が入り乱れておりますので、漁船については伊豆漁協のほうに一括して所有者から全部調べていただき、そこも全部許可制にすると。プレジャーボートのほうが所有者がまだ把握しきれてないところがあると。ただ、ヨット協会の方もプレジャーボート協会の方もその会議には出席しておりまして、所有者把握には協力は惜しまないということになっております。

プレジャーボートにつきましても許可制にするということで、県のほうに許可申請をして係留許可が持っていないと係留ができないという形にもっていききたいという方向で、今県のほうは動いているところでございます。

それでなおかつ船の絶対数が今下田港の係留施設が充足しておりません。そこについて、県のほうでも新たな係留施設の新規設置に向けて検討していくという形で、今動いているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 沢登議員。

○12番（沢登英信） 今後の課題として県が一つの許可制を取って、その体制を進めていくというのはぜひそうしていただきたいと思いますが、現実には8隻の船がそこに不法に放置されてるという現状をどう解決するかということについては、その課題に答えていないと私は思うわけです。既に8隻のうち何隻かは、会社が倒産をして所有権がないと。新たにつけておられた2隻はほかの外国にその船を古い船として売りたいというので、そこに係留してあるんだとこういう経緯もあろうかと思いますが、全くこの会社として倒産してしまって、そこに放置されてるという船は、やはり公的な機関等が撤去をするという取組をしませんとそこに放置されたままだということは解決ができないんじゃないかと私は思うんですけども、許可制にすれば今放置されている8隻の不法係留船が撤去できるとはとても私は考えられませんけども、どういう論理でそれが解決できるということになるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 先ほど沢登議員から、確かに個人の権利とかあるいはいろんな法律とかあるからそう簡単じゃないだろうというふうにおっしゃった。ですから、おっしゃるとおりなんです。今日の前にあるリスクとして、沈没船を撤去すべきである。これはもうみんな分かっている、ただし、それに踏み出すには様々な法的な手続が必要となると。

具体的に言いますと熱海の土砂災害の事例がある意味私たちに一つの教訓を与えているんですけども、半分やられて残りの半分残ってたんです。残りの半分があったのに、あれを撤去するのに時間が相当かかっていました。最終的には行政による代執行というふうなことになって、それに対して所有者側は逆に県を訴えているという、そういうふうな状況にございます。その手続がその複雑で、やっぱり私の権利がすごく保護されているこの国の中で、どこまで行政がじかに踏み込むことができるのかというのは、行政に私もいた側として痛いほど分かっている、ですから、知事に直接訴えまして景観障害はもとより河川の流水障害にもなるし、津波のときのリスクにもなるんで、これはもう可及的速やかにお願ひしたいというふうにお願ひしたところでございます。港湾局長は、これに対して非常に問題意識を高く強く持っていておられます。それで何度もお会いしているんで、先ほども知事のときに、港湾局長にと申し上げたんですけど、すみません、知事のときには一緒にいなくて、また別途のときに私は何回かお会いしてまいりました。実際、そこにいてくれた関係者としては、

土木事務所の所長さん、それと県庁の港湾企画課長でございました。そういう人たちから知事からこういう言葉が出たということで、私たちがこれから思い切って頑張っていきたいと思いますという言葉をいただいております。

これからも連携して、目の前の危機を少しでもリスクを下げるということに、努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 沢登議員。

○12番（沢登英信） 市長自らいろいろ局長や知事に働きかけていただいて、この問題を解決しようという姿勢については敬意を表したいと思うわけです。

しかし、やはりこれも放置しておいていいわけではございませんので、やはり一定の期限を区切ってこうこうこういう整理をしていけば何年後には解決するよとこういうフォローと  
いうか、流れというんでしょうか、そういうものを局長さんともきっちりお話をいただいて解決のための手だてを取っていただきたいと。恐らく私の勝手な推測ですけど、こういう問題は下田港だけに限らず、港を抱えている自治体は多かれ少なかれ同じような課題をお持ちになって困ってるんじゃないかと思っておりますので、ぜひとも国の手だてや財政も借りて解決ができますように、お願いをしたいと思うところでございます。

要望ということで、終わりたいと思います。

○議長（中村 敦） これをもって、12番 沢登英信議員の一般質問を終わります。

次は、質問順位6番、1、観光産業について。

以上1件について、1番 柏谷祐也議員。

#### 〔1番 柏谷祐也登壇〕

○1番（柏谷祐也） 1番 民希一進、柏谷祐也です。

議長の通告に従い、趣旨質問させていただきます。

観光産業について。

人口減少・高齢化により、地域の担い手不足という課題に変化を生み出す人材が地域に入り始めていると感じております。下田の観光業は繁忙期と閑散期の差が大きく、繁忙期の人材不足の深刻さが挙げられます。

そうした中、流動的な人材のニーズを支えているのが、シーズンワークとも言えるのではないのでしょうか。人材は、学生が多いと思われがちですが、実際のところ20代半ばから40代の社会人がメインであり、下田へ海や山など自然やサーフィン等を求めてくる人が多いか

と思われます。

住み込みなどで生活費の負担がなく、経済的メリットのあるほか、人との出会い、つながりを通じて、多様な価値観に触れたい人が就業しています。

さらには、シーズンワーカーから下田の魅力をその仲間やSNS、口コミにて発信、1人が2人、2人が3人へと仲間が訪れ、拡大していく関係人口の増加の傾向を私自身肌身で感じておるところでございます。

ワーカーの特色といたしましては、冬はスノーボード、夏はサーフィンと2地域を拠点としている方々があり、生き方が多様化する中、気に入った土地に移住したいと勤務先からつながりを広げ、下田へ実際に移住を果たしている方々もいます。そうした繁忙期の働き手の確保、移住促進の観点でも特色を生かしたシーズンワーカー等の誘致、受入れなども今後検討していくべきではないでしょうか。

また、関係人口となった人の地域との関わりへの思いは、定住者よりも強いはずであると考えます。これは、わざわざ定住地域を飛び越えて異なる地域と関係を持つためだと考えます。そのため、地域づくりの場面においても、関係人口となった人は積極的で、定住者の場合は積極的から消極的まで様々だと思います。関係人口によって、今までになかったものや考え方を得ることができ、新しい風を起こすきっかけとなり、地域づくりの活性化も期待できるかと思われます。

次に、観光の活性化のキーポイントは人にあると思います。

海や山などの自然や観光、食事を楽しむのももちろんですが、それだけではなく、またあの人に会いにいこう、そう思える観光が必要ではないかと考えます。

観光を楽しむだけではなく、人と人との地域と持続的に多様な関わり方が求められてくるのではないかと思います。そのためには、単体の事業者で考えていくには限界があり、持続した地域との発展という観点では、地域の集合体で課題に対する意見を出し合い、知恵を持ち合うビジネスを共有することが大事ではないでしょうか。

過日、下田の企業等を集めた下田ビジネスミーティングが開催され、参加させていただきました。そこでは、町の事業者の思い、新たな取組、描いているまちの在り方、移住者から見る下田、移住・定住の苦難の背景等、様々な意見が交わされておりました。観光産業事業者、地域の方々が立ち上がること、意識を持つことに地域経済の活性化の突破口があると思われれます。一人一人がどういうモチベーションで取り組むかにより、今後の未来は大きく変わるのではないかと感じておりますが、当局の考えをお聞かせください。

以上で、趣旨質問を終わります。

○議長（中村 敦） 当局の答弁を求めます。

観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） 私のほうからは観光産業についてのうち、繁忙期における働き手不足に対する取組、今後の支援についてお答えいたします。

観光産業の人材不足につきましては、全国的にコロナ禍以前から欠員率、いわゆる求人数を従業員数で割ったものでございますが、こちらが他業種と比べて高く、課題でありました。コロナ禍により観光客が減少したため、観光業は多くの離職者が発生いたしましたが、コロナ禍後、観光客が増加すると離職した従業員が元に戻らず、人手不足が深刻な状況となっております。

特に宿泊業におきましては、空室があるにもかかわらず、宿泊客を受け入れることができずに、稼働率の向上や収益の増加につながらないといった従業員雇用の継続性の側面を見ても非常に不安定な状況となっております。

それを受けまして、今年度から宿泊業の働き手不足の課題解決に向けまして、静岡県とともに宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金、こちらを交付してございます。

補助の目的といたしましては、深刻な人手不足に陥る宿泊事業者に対しまして、スマートチェックイン等の宿泊システムや案内、受付、掃除ロボット等の導入の費用、社員寮の整備費用の一部を補助することにより、新規採用や離職防止等、宿泊業の人材を確保するために実施しているものでございます。

来年度におきましても、同補助金を県とともに継続し、宿泊事業者に対し支援をしてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 私からは、繁忙期の働き手不足、シーズンワーカーの誘致受入れについての御質問と観光産業事業者の意識改革による地域経済の活性化についての御質問にお答え申し上げます。

まず繁忙期の働き手の不足、シーズンワーカーの誘致受入れについてでございます。

本市の産業構造から、季節による労働力の不均衡があることは認識をしておりますが、商工団体等の要望や数値的な根拠等に基づく正確な実態把握には至っておりません。今後、労働関係機関等の協力を得ながら、現状把握に努めてまいります。

移住促進の観点からのシーズンワーカーの誘致といたしましては、移住施策におきまして、本市でのライフスタイルの提案として、趣味と仕事のバランスなどについて移住関連ブログやSNSで発信をしてきたところがございます。

今後も、本市の資源を生かしたライフスタイル等の情報発信を進めていくとともに、市内事業所とのマッチング機会の創出等についても検討してまいります。

次に、観光産業事業者の意識改革による地域経済の活性化について、お答え申し上げます。

産業振興課におきましては、令和4年度から産業人材育成事業として、地域事業者の新規事業へのチャレンジやリスクリング等による経営改善のバックアップ支援を行っております。これまで延べ30近い事業者の参加を経まして、事業者同士のつながり、特許取得や副業人材を活用した新たな飲食業モデルの実践など、新規事業展開が生まれているところがございます。

今後も、地域事業者の新たなチャレンジへの支援や異業種間交流等を通じた事業者間連携の促進に努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 柏谷議員。

○1番（柏谷祐也） 答弁ありがとうございます。

シーズンワーカーの受入れについてですが、今季労働者等実態把握は難しいと思いますが、関係機関との協力を得ながら今後も様々なライフスタイルの人材、把握、調査、研究をお願いいたします。

ここから、再質問させていただきます。

御答弁いただきましたブログやSNSの活用では、現在産業振興課所管の下田ワーケーション情報発信業務の中で、noteを活用しており、インタビュー記事の形式で読者が情報の理解がしやすいように整理され、必要に応じて背景情報や解説を加えて内容の充実が図られ、下田市内の情報を最大限に引き出し、読者にとって魅力的な記事となっていると思います。

こうした発信は、地域の実情を知ることができる。また、これから訪れる方々に対しては移住促進にもつながると思います。

しかしながら、下田市公式のnote自体のバナーがなく、発信不足なのか本日にまでに・・・を調べたところ83名と少し少ない気がします。情報発信を最大限に生かすためにも、下田市のホームページのトップページから他のSNS同様にリンクさせ、視覚的アプローチ

を充実させるべきではないかと考えます。

また、今後につきましても、ワーケーション情報発信業務委託期間が令和7年度の3月21日までの業務委託となりますが、今後についても継続していくのか確認させてください。

次に、地域経済の活性化については、新規事業へのチャレンジ、リスクリング等にバックアップは大切であると認識しておりますが、活性化に関わる人の意欲の向上といたしましては、人づくりに関しましては、目的や価値を共有している度合いが高く、地域の問題を解決しようとする強い活性化されたメンバーの増加が必要ではないかと考えます。そのため、現場の事業者からの実情や地域に存在する課題を解決、改善に向けて取り組むことが必要であります。

また、協働という観点から重要なのは、行政と地域事業者の双方が顔が見える関係づくり、さらには地域の情報を中心に意思決定のできる地域の自立的な組織への転換を促し、行政主体ではなく、地域の自発性を持った主体を推進する仕掛けづくりも必要ではないでしょうか。

次に、働き手不足解消、人材確保については、宿泊業の経営力基盤強化事業費の補助金での助成交付要綱では、静岡県の基準の下、旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業、または簡易宿所営業の許可を受けた者となり、対象範囲の制限がございます。申請も30件ほどございましたが、システム導入に当たり思ったより維持費がかかるなどから辞退が20件近くであり、残った申請件数は現在8件で1件を除いたほか、ホテル業ということで小規模事業者の人材不足の解消には難しいところではないかと感じます。

さらには、補助対象外となる住宅宿泊事業、いわゆる民泊が現在普及し、ふじのくにオープンデータの住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の届出を受理した施設数では、下田市は31件ございます。そうした宿泊小規模事業者の働き手不足の解消につながる施策も考えていかなければならないと感じております。

民泊は、ホテルや旅館が立地できないところで、町の景観に溶け込んで建物を宿泊施設として利用することが可能であり、この特色を生かして新たな滞在拠点として、観光地の魅力づくりにもつながるのではないかと考えますが、当局の見解をお願いいたします。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 私からは、まずnoteへの情報発信についての御質問にお答えします。

SNSの一つでありますnoteの記事につきましては、より多くの方に御覧いただきますよう市のホームページからリンク付けするなど、さらに情報の拡散に努めてまいりたいと



考えております。

また、noteでの情報発信、これにつきましては、来年度も継続して実施をしていく予定でございます。

次に、地域の自発性を持った主体を推進する仕掛けづくりについて、お答え申し上げます。

先ほどお答えしました産業人材育成事業、こちらは新規事業者へのチャレンジに係る知識のインプットだけではなく、業種間交流を促進するグループワークなどのプログラムを実施し、事業者間の自発的な連携や新たなコミュニティが生まれてきているところでございます。今後も地域事業所コミュニティの拡大など、実質的な活動への支援を努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） 私のほうからは住宅宿泊事業、いわゆる民泊に対する見解、また人手不足対策についてお答えいたします。

住宅宿泊事業、いわゆる民泊につきましては議員おっしゃるとおり、空き家などの有効活用、外国人観光客向けの施設など、新たな滞在拠点として観光地魅力づくりにもつながる可能性を持っていると感じております。

しかしながら、全国の事例を見ますと、民泊施設の周辺からの苦情トラブル、既存旅館・ホテル事業者との協議や年間180日の営業制限と課題となる部分も多くあると認識しておりますので、今後関係団体と協議してまいりたいと考えております。

また、宿泊業をはじめとする観光業における人材不足の観点としましては、下田市に限らず、国内全体的に働き手不足が深刻な状況でございます。当市におきましても、宿泊業をはじめ基幹産業である観光業において人手不足が続いており、課題解決に向けては多面的な取組が必要と考えております。例えば、官公庁等の実施する人材不足対策事業の周知。また、先ほどお伝えした経営力基盤強化事業のように、業務の省力化や従業員の環境整備、そういったものに対する取組。また、U I J ターン促進への取組や外国語人材の確保等、様々な取組がございます。引き続き、国や県、関係団体と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 柏谷議員。

○1番（柏谷祐也） 御答弁ありがとうございます。

地域事業者のコミュニティの拡大ですが、地域を動かし、活性化させるのは人であって地

域事業者の一人一人の長年の経験を通じて培われた知恵や技術などは地域全体の財産であり、地域に有効に活用されることが期待されます。

さらには関係人口も含めた移住者は、地域で当たり前だと思っているものを新鮮な目で見ることができ、単に知恵や技術を地域へ取り込むだけではなく、新たな発想や視点をもたらしてくれる地域の魅力を再認識や地域資源の活用と地域の再生促進にもつながると考えております。

こうした得意分野を持った多様な人材が協力しながら活動していくことで、地域経済の活性化につながると思います。一体となって取り組むこと、地域や事業者全体での協力体制、地域間の連携が重要であり、関係機関を築くための枠組みを構築することが求められていると思います。今後も地域の課題解決に向けた施策をよろしく願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（中村 敦） これをもって、1番 柏谷祐也議員の一般質問を終わります。

---

#### ◎報第14号の説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、報第14号 専決処分の承認を求めることについて、令和6年度下田市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（大原清志） 報第14号 専決処分の承認を求めることについて。

令和6年度、下田市一般会計補正予算（第7号）につきまして、御説明申し上げます。

議案件名簿の1ページをお開きください。

報第14号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第13号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり、令和6年10月1日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により議会の承認を求めるとでございます。

別紙、水色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

今回の補正予算は、10月27日に行われた衆議院議員選挙に係る経費について専決処分したものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度下田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるもので、第

1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,910万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億1,510万1,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというもので、予算書の2ページから5ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、別紙の補正予算の概要により御説明申し上げます。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます。

選挙管理委員会事務局関係です。

14款3項1目4節国庫、衆議院議員選挙委託金1,910万円の追加は、衆議院議員選挙委託金でございます。

続きまして、4ページ、5ページを歳出でございます。

同じく選挙管理委員会事務局関係、2款4項7目、0584衆議院議員選挙事務、1,910万円の追加は、10月27日に行われた衆議院議員選挙に係る経費、事務経費等でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第14号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第13号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議がないものと認めます。

よって、報第14号 専決処分の承認を求めることについて、令和6年度下田市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎諮第1号の説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（高野茂章） それでは諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の2ページをお願いいたします。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第1項の規定によりまして、法務大臣が委嘱することになっており、また、同条第3項に市町村長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員について理解のある者の中から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定されております。

本市では、現在5名の方が人権擁護委員に委嘱されており、石原美保子委員が令和7年3月31日をもちまして任期満了を迎えるため、候補者の後任の推薦につき議会の意見を伺うものでございます。

後任者として委員をお願いしたい方は、下田市須崎にお住まいの和泉正樹さんで、年齢は62歳でございます。和泉さんは中学校の教諭として長年務められ、令和5年3月から河津町立河津中学校校長を最後に退職され現在に至っております。和泉さんは人権擁護委員として

適任でありますので、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、任命された場合の任期は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3か年となるものでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議第58号の説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第65号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（高野茂章） それでは、議第65号 教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

議案件名簿の3ページをお願いいたします。

教育委員会委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し、識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命すると規定されております。

また、同条第5項には、委員の任命に当たっては、委員の年齢性別職業等に著しい偏りが生じないように配慮すること。さらに同法第3条の規定により、教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織することとなっており、本市におきましても教育長のほか、男性委員が2名、女性委員が2名の計5名で運営されております。

なお、委員の選任については、教育長を除く教育委員4名を慣例により9中学校で区割りし、それぞれの地区に配慮して任命させていただいております。

このたび任命したい方は、下田市箕作にお住まいの宮川大輝さんで、年齢は53歳男性でございます。

提案理由はこのたび旧稲生沢中学校区の西堀政幸委員が本年12月14日をもって任期満了を迎えるため、同法第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。宮川さんは平成2年3月県立下田北高等学校を卒業し、令和4年3月に東京YMCA社会体育専門学校を卒業、その後、一般企業に勤務し、平成8年より愛媛県瑞應寺にて僧侶としての修行を行い、平成11年箕作の龍巢院の副住職に就任されました。

平成22年には住職に就任し、現在、龍巢院のほか、落合の宝珠寺、松崎の宝蔵院の住職も兼務されております。住職としてお勤めされる傍ら、令和4年からは保護司として活動開始、稲梓地域における稲梓の教育と文化を薦める会、環境向上部会の部長としても活動されております。

また、下田書道会代表として下田市伝統文化子ども書道教室の講師としても活躍され、伝統文化の普及活動にも精力的に取り組まれております。

宮川さんのこれまでの地域貢献を通じて培われてこられました知識や経験は高い評価を受けており、教育委員会委員として適任でありますので、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、御同意いただきました場合の任期は、本年12月15日から令和10年12月14日までの4

年間となります。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議がないものと認めます。

よって、議第65号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで休憩したいと思います。

1時まで休憩します。

午前11時56分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◎議第66号から議第79号の説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第66号から議第79号までの下田市農業委員会の委員の任命について、14件を一括議題といたします。

当局説明をお願いいたします。

副市長。

○副市長（高野茂章） それでは議案件名簿の4ページから議第66号、17ページの議第79号まで下田市農業委員会の委員の任命についてに係る14議案について、一括して御説明申し上げます。

現在の農業委員会委員の任期が、令和7年3月31日をもって満了することに伴い、次期農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、農業者や農業者が組織する団体、その他の関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに委員になろうとする者の募集を行った結果、定数14名に対して同数の推薦応募がありました。

募集終了後、下田市農業委員会の委員の選任に関する規則の規定に基づきまして、選考委員会による審査を行い、農業委員候補者14名につきまして、適任者と判断し、選任いたしましたので、その任命について農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

任命された場合の任期は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3か年となるものでございます。

それでは、議第66号から議第79号まで順次御説明申し上げます。

なお、議案件名と提案の内容及び提案理由につきましては、議第66号から議第79号まで同じ内容でございますので、議第67号以降につきましては、議案件名と提案の条文及び根拠規定並びに提案理由につきましては大変恐縮でございますが、省略させていただきます。

なお、年齢につきましては、令和7年4月1日時点の満年齢、性別はいずれも男性でございます。

それでは、議案名簿の4ページをお願いいたします。

議第66号 下田市農業委員会の委員の任命について。

下記の者を示し、下田市農業委員会の委員に任命したいので、下田市農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、須原地区にお住まいの土屋誠司さん、76歳でございます。須原一区から推薦をいただきました。

続きまして、5ページをお願いいたします。



議第67号でございます。

柿崎地区にお住まいの濱田榮さん、76歳でございます。柿崎区から推薦をいただきました。

続きまして、6ページをお願いいたします

議第68号でございます。

須崎地区にお住まいの土屋長一さん、76歳でございます。現職の下田市農業委員会委員でございまして、須崎区から推薦をいただきました。

続きまして、7ページをお願いいたします、

議第69号でございます。

落合地区にお住まいの土屋晴美さん、75歳でございます。落合地区から推薦をいただきました。

続きまして、8ページをお願いいたします。

議第70号でございます。

大沢地区にお住まいの金崎洋一さん、75歳でございます。

現職の下田市農業委員会委員でございまして、上大沢区から推薦をいただきました。

続きまして、9ページをお願いいたします。

議第71号でございます。

吉佐美地区にお住まいの河井文博さん、74歳でございます。現職の下田市農業委員会委員でございまして、吉佐美区から推薦をいただきました。

続きまして、10ページをお願いいたします

議第72号でございます。

大賀茂地区にお住まいの大川富久さん、71歳でございます。御応募いただきました。

続きまして、11ページをお願いいたします。

議第73号でございます。

白浜地区にお住まいの藤井建彦さん、70歳でございます。

現職の下田市農業委員会委員でございまして、長田区から推薦をいただきました。

続きまして、12ページをお願いいたします

議第74号でございます。

大賀茂地区にお住まいの日吉金吾さん、68歳でございます。現職の下田市農業委員会委員でございまして、大賀茂区から推薦をいただきました。

続きまして、13ページをお願いいたします。

議第75号でございます。

北湯ヶ野区にお住まいの鈴木浩道さん、68歳でございます。北湯ヶ野区から推薦をいただきました。

続きまして、14ページをお願いいたします

議第76号でございます。

宇土金地区にお住まいの鈴木康夫さん、68歳でございます。御応募いただきました。

続きまして、15ページをお願いいたします。

議第77号でございます。

加増野地区にお住まいの小林孝仁さん、68歳でございます。露地野菜と施設野菜の認定農業者でございまして、現職の下田市農業委員会委員でございます。加増野区から推薦をいただきました。

続きまして、16ページをお願いします。

議第78号でございまして、柿崎地区にお住まいの岩本和久さん、60歳でございます。富士伊豆農業協同組合から推薦をいただきました。

続きまして、17ページをお願いいたします

議第79号でございまして、西本郷地区にお住まいの大隅栄志朗さん、55歳でございます。施設野菜の認定農業者でございまして、御応募いただきました。

以上、下田市農業委員会委員の任命についてに係る議第66号から議第79号までの14議案につきまして、一括して御説明させていただきました。

いずれの方も農業委員会委員として適任でありますので、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 議第66号から議第79号までの当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております14件について、一括質疑を許します。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 認定農業者の関係で、質問させていただきたいと思います。

今回議案にございます14名のうち2名の方が認定農業者ということで、なかなか認定農業者という方の推薦というか、それが推薦する組織から上げてくるのが難しいのか。それともその点にはあまり推薦者としての要件として踏まえてないのかどうかということで確認させていただきたいと思います。

もう一点は稲梓地域、これから縦貫道に伴いまして下田北インターチェンジの関係がございます。農地も多いということで、箕作地区からの推薦であったり、そういった市としての依頼のほうかけたかどうか、確認させていただきたいと思います。

あと委員の方が適任というところで、農業委員会の委員の皆様の大きな役割というか仕事として、農地転用の許可等の申請書の内容の精査というところがあるかと思いますが、今回議案にございます14名の方は比較的農業を主にやられてる方は少ないのかなという中で、それぞれの皆様は農地転用に積極的な方なのか、それとも農地を守るという観点で消極的な方なのか、もし14名の方の方針等が分かればお答えいただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） それでは、まず認定農業者の関係からでございます。

認定農業者の方々につきましては、市内で現在15名いらっしゃいます。皆様方には今回の農業委員会の改正に伴いまして書面の送付であったり、お電話等により農業委員会委員への候補者の応募、または地域から推薦したい旨のお話があった場合には受託いただくようお願いをしております。

その結果としまして、応募1名、地区推薦1名の2名ということになったものでございます。

それからこの農業委員会委員への推薦依頼については、全ての地区に依頼をさせていただいております。

それから、また農業委員会の委員さんの農地転用に積極的か、農地を守っていくのかというところでございますが、応募いただいた動機等の中には、下田市の農業をしっかりと守って進めていきたいというような志望動機が多かったという形でございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 私も隣組の常会とかで農業委員を今後引き継ぐようなお話を聞いておりますが、基本的に14名という方は前任者と同じ地区ではなくて下田市内の行政区40幾つですか、そこに全て依頼をかけて、そこから上がってきた方が14地区という認識でよろしいか、教えていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 推薦をいただいた地区につきましては、14名中、応募いただいた方が3名いらっしゃいます。それから団体推薦ということでJ Aふじ伊豆農業協同組合か

らいただいておりますので、10地区から推薦をいただいているという形でございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） すみません、人選については別に異論があるわけではないんですけど、ちょっと制度的なことを教えていただきたいんですけども、農業委員会委員については法律で過半数を認定農業者が占めるようにする法的な条文があったかと思います。

以前には、4分の1にするには議会の議決が必要。それについてはすみません。ちょっと存じ上げなくて申し訳ないんですけど、法改正があって、このように14人中2人で良くなったのかということも過半数、あるいは4分の1要件が緩和されたのかというようなことと。農業委員会委員についても先ほどの教育委員さんと同じように年齢性別に、要は配慮するというような規定があったかと思いますが、女性の方がいらっやらないというようなことで女性の方に就任してほしい旨の要請をされたのかと。それと、あと利害関係を有しない方という方も委員として就任するというような規定があったかと思いますが、そちらについては農協さんからの岩本さんが該当するのか、すみません、その点について教えていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） それでは、まず過半数要件について御説明させていただきます。

農業委員会の農業委員会等に関する法律、こちらのほうで農業委員の任命に当たっては委員の過半数を認定農業者等、これは認定農業者とそれに準ずる方というところで規定されています。過半数を超えるようにというところを規定されています。ただし、地域の認定農業者が少ない場合については、この限りではないと。ここの部分が、先ほど議員がおっしゃっていた4分の1要件、過半数に満たない場合で4分の1要件を適用する場合には議会の議決が必要であったと。それが令和3年度に法律改正がございました。この法律改正の趣旨としましては、その認定農業者に過半数要件というのはそのまま措置する必要がある。ただし、地域の状況が変わってきていて、その現場の実態に即した委員の任命が可能になるようにということで、ただし書の部分、例外の適用の基準の緩和が行われたということでございます。

あとは、女性への取組でございます。

今回女性委員の参画というところは、この農業委員会にとっても、大きな課題として捉えていたところございまして、各推薦団体への依頼に際しましては、全国で女性の農業委員

が活躍しており、地域農業を守っていくためには、女性の力が必要といった内容のパンフレットも同封し、性別にとらわれない推薦をお願いしたところでございます。

また、農業委員会におきましても、現職の委員さん方により、女性候補者の掘り起こしであったり、推薦応募への働きかけを行いました。結果として推薦応募がなかったというところでございます。

それから利害関係を有しない委員としましては、柿崎地区から推薦をいただいた濱田さんが該当するものでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第66号議案から議第79号議案までは、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、各議案について討論、採決を行います。

まず、議第66号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議がないものと認めます。

よって、議第66号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第67号 下田市農業委員会の委員の任命について討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第67号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第68号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議がないものと認めます。

よって、議第68号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第69号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第69号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第70号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議がないものと認めます。

よって、議第70号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第71号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議がないものと認めます。

よって、議第71号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第72号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議がないものと認めます。

よって、議第72号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第73号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第73号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第74号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第74号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第75号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第75号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第76号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。



まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第76号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第77号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議ないものと認めます。

よって、議第77号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第78号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第78号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第79号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第79号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議80号の説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第80号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（土屋武久） 議第80号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約について、御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の18ページをお開きください。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約を変更することを関係地方公共団体の協議により定めることについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由は、静岡地方税滞納整理機構の規約を変更することについて、静岡県及び静岡市ほか34市町とで協議するためでございます。

変更内容を議案説明資料により説明させていただきます。お手数ですが、議案説明資料の1ページ、議第80号議案説明資料を御覧ください。

左側が変更前、右側が変更後で下線部分が変更箇所となっております。

第4条広域連合の処理する事務に関する規定について、税制改正により森林環境税及び特別地方法人事業税が創設され、構成団体から引き受ける事案に含まれることになったための規約の変更となっております。

議案件名簿の19ページにお戻りください。

附則でございますが、この規約は、令和7年6月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第80号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第80号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（中村 敦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、7日、8日は休会とし、9日の午前10時から本会議を開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

午後 1 時27分散会